

全国保健所長会

だより

新しい専門医制度と 全国保健所長会

平成26年5月に「一般社団法人日本専門医機構」が発足し、臨床系医学会を中心に新しい専門医制度が動き始めました。これに対し、社会医学領域にも専門医制度を設立する目的で、平成27年6月に社会医学領域の学会である日本衛生学会、日本産業衛生学会、日本公衆衛生学会、日本疫学会、日本医療・病院管理学会、日本医療情報学会、日本集団災害医学学会（平成28年6月から）と、全国保健所長会、全国衛生部長会、地方衛生研究所全国協議会、全国医育機関衛生学公衆衛生学教育協議会の4団体が集まり、共同提言を行いました。新しい専門医制度は、臨床系学

社会医学系専門医制度への 取り組み

東京都島しょ保健所長 城所敏英

会が中心のため、公衆衛生領域への若い医師の参入が少なくなることに懸念されました。また、自治体に勤務する多くの医師が現在もっている臨床系の専門医資格については、維持したいと考えていること、一方で、社会医学系専門医の制度が始まることになれば、約半数の医師が専門医の資格取得を希望していることなどから、全国保健所長会は、社会医学系専門医制度の創設に参加しました。

*公衆衛生医師の確保・育成に関する研究班調査より(平成25～27年度)

「社会医学系専門医協議会」を設立

提言を行った社会医学領域に係る6学会(後に7学会)と4団体は、平成27年7月にワークショップ

を開催し、同年9月に「社会医学系専門医協議会」を設立しました。本協議会は、日本専門医機構の20番目の基本領域専門医として位置づけられることもめざして取り組みを開始し、平成28年3月には、専門研修プログラム整備基準を策定しました。その中で、社会医学系専門医の理念と使命を定めています。

理念は、個人へのアプローチにとどまらず、多様な集団、環境、社会システムにアプローチし、人々の健康の保持・増進、傷病の予防、リスク管理や社会制度運用に関し、リーダーシップを発揮することにより社会に貢献する専門医を養成する。もって、多世代・生涯にわたる健康面での安全、安心の確保と向上に寄与することです。

使命は、本領域の専門医は、医師としての使命感、倫理性、人権尊重の意識、公共への責任感を持ち、医学を基盤として保健・医療・福祉サービス、環境リスク管理および社会システムに関する広範囲の専門的知識・技術・能力を駆使し、人々の命と健康を守ることです。

研修制度の概要

社会医学系専門医制度では、日本専門医機構の研修制度を踏まえて制度設計を行っています。専攻医は、提示された研修プログラムに登録し、基幹施設と連携施設からなる研修施設群において研修を行います。基幹施設にはプログラム管理委員会が設置され、研修の審査と統括責任者による判定がなされます。具体的には、

①実践現場での学習：3分野(行政・地域、産業・環境、医療)の課題の経験。1つの主分野と2つの副分野を4つの実践現場(行政機関、職域機関、医療機関、教育・研究機関)のいずれか(または複数)で行います。

②基本プログラム：分野にかかわらず共通のカリキュラムで、学会開催時等、公衆衛生系大学院、

国立保健医療科学院等の研修プログラムなどで提供されます。

③研究活動：関連学会の学術大会等で発表(筆頭演者)します。

④自己学習

専門研修の目標

経験目標は以下のとおりです。

①総合的な課題(全項目が必須) 組織マネジメント、プロジェクトマネジメント、医療・健康情報の管理、保健・医療・福祉サービスの評価、疫学・統計学的アプローチ。

②各論的な課題(全22項目中3項目の経験が必要)

保健対策(母子保健ほか6項目)、疾病・障がい者対策(感染症対策ほか4項目)、環境衛生管理(生活環境衛生ほか3項目)、健康危機管理(パンデミック対策ほか5項目)、医療・健康関連システム管理(医療・保健サービスの安全および質の管理ほか4項目)。

公衆衛生医が 取得すべき技能

①コア・コンピテンシー
1. 基礎的な臨床能力 2. 分析

評価能力 3. 課題解決能力
4. コミュニケーション能力 5. パートナーシップの構築能力 6. 教育・指導能力 7. 研究推進と成果の還元能力 8. 倫理的行動能力。

この8つのコア・コンピテンシーを下に、国、地域、職域、医療現場等の社会に存在または発生する健康課題に対して、システム、環境、集団、個人といった幅広い対象に働きかけて問題を解決することができ、その際には医療・保健専門職のみならず、幅広い立場の関係者との協働および調整ができるようになることをめざします。

①専門知識

1. 公衆衛生総論 2. 保健医療政策 3. 疫学・医学統計学 4. 行動科学 5. 組織経営・管理 6. 健康危機管理 7. 環境産業保健

社会医学系分野に共通して必要な知識については、「基本プログラム」を受講して習得します。

②専門技能

1. 社会的疾病管理能力
個人や集団における様々な疾患や健康障害について、医学的知識に基づいて予防・事後措置のための

判断を行うことができる技能。

2. 健康危機管理能力

感染症、食中毒、自然災害、事故等によって、住民等の健康に危機が差し迫っているまたは発生した状況において、状況の把握、優先順位の決定、解決策の実行等の組織的努力を通して、危機を回避または影響を最小化する技能。

3. 医療・保健資源調整能力

保健医療体制整備、災害対応、感染症対策、作業関連疾患対策、生活習慣病対策等における課題解決のために、地域や職域、医療機関等に存在する医療・保健資源を関係者・関係機関と連携しながら計画的に調整、活用する技能。

社会医学系専門医制度 への期待

1. 専門医志向の若手医師の受け皿確保

若手医師の専門医志向は強いものがあり、公衆衛生領域でも専門性を明示して魅力あるものにしていく必要があります。

2. 現職公衆衛生医師の資質向上
行政・地域分野の現場で働く医師は、保健所や都道府県庁などの

所属で働くことそのものが研修となります。都道府県等で組織的に専門医研修プログラムを立ち上げることが期待されます。それにより大学等との連携もより深いものになるでしょう。また、更新制度を通じて現職医師の知識と技術の向上や、専攻医からのフィードバックを通じた指導医の資質向上にもつながります。

3. 公衆衛生医師の認知度と信頼性の向上
医学生や臨床医に対する公衆衛生医師の認知度や、公衆衛生にかかわる多職種に対する認知度の向上が期待されます。さらに、国民(一般市民)に対する認知度の向上も期待したいです。

今後の動向

平成28年10月から研修施設、研修プログラムの認定が始まっています。11月には法人化し、経過措置の指導医・専門医の登録が開始され、平成29年度からの研修開始へ向け準備が進んでいます。詳しくは、社会医学系専門医協議会のホームページをご覧ください。
URL: <http://shakai-senmon-iumin.jp/>